

令和2年度の家賃について

同封の収入額等認定通知書は令和2年4月からの家賃額等が記載された重要な書類です。

⇒必ず目を通していただき記載内容のご確認をお願いいたします。不明な点は、下記問合せ先までご連絡ください。

火災にご注意！

総務省消防庁【平成30年1～12月火災概要】によると、住宅火災の出火原因は以下のようになっています。普段から火の元には十分に注意を払い、特に下記については、**火を消したか念入りに確認**するようにしましょう。

- ⚠ 1位 コンロ (13.5%)
 - ・水での消火は火災を悪化させる場合があります。
 - ・水気を絞った濡れた布を火元に被せると悪化を防止します。
- ⚠ 2位 たばこ (9.4%)
 - ・吸い殻は燃えない容器に入れ、ふたを閉める習慣をつけましょう。
 - ・寝たばこは絶対に止めましょう。
- ⚠ 3位 ストーブ (5.6%)
 - ・ストーブの周りにものを置かないようにしましょう。
 - ・洗濯物を部屋干しするときは十分に気をつけましょう。



※昨年、今年と市営住宅でも火災が続いています。火災は身近であることを十分に意識し、日頃より火災の予防・対策をぜひとも行ってください！

受動喫煙防止

マナーからルールへ改正された健康増進法（受動喫煙防止）が、令和2年4月より施行されます。このところ市営住宅入居者から、喫煙マナー及び受動喫煙についてのご相談が多数寄せられています。ベランダや廊下、階段等の共用部分での喫煙は風向き等によっては、臭いや煙が広がって近隣の方の迷惑になる恐れがありますので、喫煙マナーを守り他の入居者に配慮を心掛けましょう。

また、タバコの火は確実に消したつもりでも火種が残っている場合もあります。灰皿に水を張ったり、吸い殻をこまめに捨てたりして、確実に火を消したか確認をしましょう。



お問合せ先

水戸市営住宅指定管理者  一般財団法人茨城県住宅管理センター
〒310-0062 茨城県水戸市大町3-4-36 大町ビル2階

入居中のご相談等の連絡先は

TEL 029(297)8360

FAX 029(227)0368

修繕・退去に関する連絡先は

TEL 029(226)3300

平日受付時間は、8:30～17:15 その他夜間休日についての緊急トラブル(水漏れ・断水・停電等) 緊急を要する事故等(火災・安否確認等)は、コールセンター0120-303-440にお願いします。

入居者アンケートの結果について

令和元年10月に入居者の一部を対象としたアンケートを実施した結果、市営みとだよりの認知度等が下記のとおりとなりました。今回の結果を参考に、今後の業務向上に努めてまいります。ご協力ありがとうございました。（回答数96世帯）



市営みとだより認知度	知っている	知らない	未回答	
	42%	53%	5%	
分かりやすさ	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	未回答
	21%	68%	2%	9%
コールセンター認知度	知っている	知らない	未回答	
	33%	66%	1%	

※当センターでは、平日の夜間（17：15～翌朝8：30）・土日・祝日の緊急連絡受付窓口を設置しています。主な受付内容は、下記となります。ただし、お問合せ内容によっては、翌日以降の対応になる場合があります。

- 建物設備に関する緊急トラブル（水漏れ・断水・停電等）の受付～修繕の実施
- その他緊急を要する事故等（火災・安否確認等）の受付～対応

夜間・休日緊急連絡受付窓口  0120(303)440

ゴミ捨てのルールを守りましょう

年末年始にかけて、清掃を行うことが多くなると思います。水戸市のゴミ収集ルールやモラルを守り、快適な住環境を保ちましょう。回収されなかったゴミは散乱するなどして、住環境の悪化に繋がります。

●ゴミは正しく分別する

※令和2年4月からゴミ捨てのルールが変わります。詳しくは市ホームページ又は、1月下旬以降から配布されるチラシをご覧ください。

●収集日・時間・場所を守る

- ・収集日前日夜間や収集後に出さないようにしましょう。
- ・玄関ドアや共用部など、収集場所以外に長時間置かないようにしましょう。



手続きを忘れていませんか？

下記に該当する方は、手続きが必要です。

NO	事項	提出するもの	いつまでに？
1	子供が生まれた時	異動届と住民票 (市営住宅に居住している方全員のもの)	30日以内
	子供が独立等で転居した時		
	名義人以外が亡くなった時		
	離婚をして名義人以外が転居した時		
2	親族等を同居させる時	同居承認申請書と関係書類	一緒に住む前に
3	離婚をして名義人が転居した時	承継入居承認申請書と関係書類	15日以内
	名義人が亡くなった時		
4	連帯保証人を変更する時	連帯保証人変更申請書と関係書類	遅滞なく

※詳しくは住宅管理センター（029-297-8360）へお問合せください。

※各種申請・届出の締日は毎月末日（休業日の場合は前営業日）となります。